

食安輸発第0729002号
平成17年7月29日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

平成17年度輸入食品等モニタリング検査の強化について

平成17年度輸入食品等モニタリング計画の実施については、平成17年3月31日付け食安輸発第0331003号にて通知するとともに、輸入米のモニタリング検査については、同年5月25日付け食安輸発第0525001号にて通知したところです。

今般、中国において高濃度に重金属に汚染された野菜等が流通しているとの情報を入手したことから、中国産野菜等に係る重金属のモニタリング検査を実施することとしましたので、御了知の上、実施方よろしくお願ひします。

記

- 1 実施期間：平成17年8月1日から平成18年3月31日まで
- 2 対象食品：中国産野菜、果実及び米（簡易な加工を含む。）
- 3 採取方法：野菜及び果実については、平成17年3月31日付け食安輸発第0331003号別表第2の「農薬」の④によること。
米については、平成17年5月25日付け食安輸発第0525001号「輸入米の検査実施要領」の別表3によること。
- 4 検査項目：野菜及び果実 鉛及びヒ素
米 カドミウム
- 5 試験方法：平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」及び「食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月厚生省告示第370号）」によること。
- 6 検査検体数：野菜及び果実 119件
(いちご37、ぶどう37、ほうれんそう15、りんご8、もも7、ばれいしょ7、トマト6、その他(なつみかん、日本なし、きゅうり)2)
米 119件
- 7 備 考：基準値を超える重金属が検出された場合にあつては食品衛生法第11条違反として取り扱うこと。